

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	（同）	四
○特定計量器の定期検査の実施	（産業立地推進課）	四
○保安林の指定の解除	（森林整備課）	四
○保安林の指定の解除の予定	（同）	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（同）	五
○漁業協同組合の遊漁規則変更の認可	（水産業振興課）	五
○道路の区域変更	（道路課）	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（都市計画課）	六
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	六
○警備法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		七

告 示

○宮城県告示第七百七十二号

ページ

一 訪問看護

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みやぎ県南医療生活協同組合しばた協同クリニック	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	みやぎ県南医療生活協同組合	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	平成三十年四月一日
ふくちゃんクリニック	塩竈市泉沢町二十二一十一F	木原 政博	塩竈市泉沢町二十二一十一F	平成二十九年十二月一日

三 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局野蒜ヶ丘	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九番六	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成三十年五月一日
ふくちゃんクリニック	塩竈市泉沢町二十二一十一F	木原 政博	塩竈市泉沢町二十二一十一F	平成二十九年十二月一日

四 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護松ぼっくり	塩竈市松陽台三丁目二十番一号	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成三十年五月一日

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みやぎ県南医療生活協同組合しばた協同クリニック	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	みやぎ県南医療生活協同組合	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	平成三十年四月一日
ふくちゃんクリニック	塩竈市泉沢町二十二一十一F	木原 政博	塩竈市泉沢町二十二一十一F	平成二十九年十二月一日

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ななほし薬局	栗原市若柳川北中町十八	株式会社メデイケアフォーライフ	仙台市青葉区錦ヶ丘八一五二一二十九	平成三十年二月一日
ひかり薬局野蒜ヶ丘	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九番六	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成三十年五月一日
ふくちゃんクリニック	塩竈市泉沢町二十二一十一F	木原 政博	塩竈市泉沢町二十二一十一F	平成二十九年十二月一日

六 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム楽園が丘	刈田郡蔵王町宮字下別当七十二番地	社会福祉法人大泉会	刈田郡蔵王町宮字下別当七十二番地	平成三十年三月十七日

七 介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護松ぼっくり	塩竈市松陽台三丁目二十番一号	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成三十年五月一日

○宮城県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人友愛さくら訪問介護事業所	柴田郡柴田町船岡東三丁目一番六号西條荘	特定非営利活動法人友愛さくら	柴田郡大河原町新南四十一一五 フジサキ館A号室	平成三十年三月一日
気仙沼市北部地域包括支援センター	気仙沼市東八幡前三百七十七番地	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成二十五年十二月十六日
新	気仙沼市唐桑町石浜二百八十二番地七十七			
旧	石巻市東中里二丁目二番八号	株式会社フレンド	石巻市大街道西一丁目十二番六十九号	平成二十七年八月十日
新	石巻市大街道西二丁目十二番六十九号			
旧	ほっとケア			

○宮城県告示第七百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条第一号の規定により告示する。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二四〇〇三六八
事業所の名称及び所在地	みのり訪問介護ステーション 巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十九
指定障害福祉サービスの種類	居宅介護
設置者名	合同会社みらい介護
指定年月日	平成三十年七月一日

○宮城県告示第七七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二五〇〇二九一
事業所の名称及び所在地	希望館ヘルパースイスイス 大崎市古川李塚一丁目九一四十一
廃止する指定障害福祉サービスの種類	重度訪問介護
設置者名	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司
廃止年月日	平成三十年九月一日

○宮城県告示第七七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成三十年十月一日	実施区域	越河・大鷹沢・白川・福岡・小原	検査受付時間	午前十時から午後二時三十分まで	実施の場所	白石市役所正面駐車場（車庫）
同 十月二日		白石市	白川・南町・本町・巨理町・短ヶケ町（自治会）	午前十時から午後二時三十分まで		白石市役所正面駐車場（車庫）	

同 十月三日	白石市	白石（南町・中町・本町・巨理町・短ヶケ町） （自治会を除く）	午後十時から午後二時三十分まで	白石市役所正面駐車場（車庫）
平成三十年十月九日	名取市	全 域	午前十時から午後三時まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十日	名取市	全 域	午前十時から午後三時まで	名取市役所東側駐車場
平成三十年十月十五日	巨理町	全 域	午前十時から午後二時三十分まで	佐藤記念体育館
同 十月十六日	巨理町	全 域	午前十時から午後二時三十分まで	佐藤記念体育館
平成三十年十月二十三日	岩沼市	中 央	午前十時から午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム
同 十月二十四日	岩沼市	玉浦・西部	午前十時から午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム

○宮城県告示第七七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気仙沼市横沼二八五の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
 - 二一 解除に係る保安林の所在場所
気仙沼市横沼二八五の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
魚つき
 - 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町出島字福合浦七の六、九の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市泊浜大沢山一の一〇の二、前山王一、侍浜字白浜一、字中山一の一、

一の七、月浦字松木沢三の四、六二の二、八二の二、萩浜字白浜山一二の二、一二の三、一二の六、

牡鹿郡女川町飯子浜字前網五六、八六、字飯子一八の一、一九の二、一九の六、塚浜字前田一一九

の二、一一九の四、江島字堂ノ上二六二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大沢山一の一〇の二、前山王一、字白浜一、字中山一の一、一の七、字松木沢三の四、六二の二、八二の二、字白浜山一二の二、一二の六、字前網五六、八六、字飯子一八の

一、一九の二、一九の六、字前田一一九の二、一一九の四、字堂ノ上二六二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

名称 広瀬名取川漁業協同組合

住所 仙台市太白区郡山字南上河原七一二

免許番号 内共第十八号及び第十九号

二 遊漁規則の変更内容

第五条の表中「日の出から日没まで」を削る。

三 変更後の遊漁規則の施行日

平成三十年七月三十日

○宮城県告示第七百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年八月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑二十三番六地先から 同市雄勝町上雄勝二丁目二十二番地先まで		後 C	前 A	一一・〇	四六七・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B	B	九・〇 二二・九	九七六・〇	九七六・〇		
八〇・九	七二二・〇					

○宮城県告示第七百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画公園事業

2 名称

五・四・一号 南三陸町震災復興祈念公園

三 事業施行期間

「平成二十八年六月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十八年六月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

平成二十八年宮城県告示第五百九十一号の事業地の内、南三陸町志津川字中瀬町、字廻館前、字塩入、字汐見町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第七百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成三十二年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館熊野堂字岩口南四十一番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市高館吉田字野来五十二番地の二

阿部 容子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

<p>区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 平成三十年八月十日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜四番一の一部 三番一の一部 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜十四番地 三浦 久美</p>	<p>3 受付人員 第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度 4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (2) 追加取得講習 受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当するもの 5 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取) なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間</p>
<p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第115号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。 平成30年 8月10日</p>	<p>宮城県公安委員会委員長 山口 哲男</p>
<p>1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。) (2) 実施期日 ア 新規取得講習 イ 第1回講習 平成30年9月26日(水)から10月3日(水)までの上、日曜日を除く6日間 ウ 第2回講習 平成30年10月24日(水)から同月31日(水)までの上、日曜日を除く6日間 エ 追加取得講習 ウ 第1回講習 平成30年10月1日(月)から同月3日(水)までの3日間 イ 第2回講習 平成30年10月29日(月)から同月31日(水)までの3日間</p>	<p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p>

内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

平成30年8月27日(月)から同月31日(金)までの5日間(8月27日から30日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

イ 第2回講習

平成30年9月25日(火)から10月1日(月)までの土、日曜日を除く5日間(9月25日から28日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

平成30年9月3日(月)から同月7日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

イ 第2回講習

平成30年10月2日(火)から同月9日(火)までの土、日曜日及び祝日を除く5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

オ 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

カ 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)